

確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する政令案の意見募集開始について

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他
内容				

ポイント

- 5月27日、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集※1が開始されました。
- 主な政令案の内容は、以下のとおりです。
 1. 企業型DCの拠出限度額の見直し
 2. 個人型DC（以下、iDeCo）の拠出限度額の見直し
 3. 経過措置・その他
（存続厚生年基金の加入員に係る拠出限度額の見直し）

※1 [「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集について](#)

意見募集締切日・公布日・施行期日

- 意見募集締切日：2021年6月25日
 - 公布日：2021年7月上旬（予定）
 - 施行期日：2024年12月1日※1
- ※1 全てのDB等において他制度掛金相当額（以下、DB仮想掛金額）を算定する必要があること等を踏まえ、施行までに十分な準備期間を確保するため

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. 企業型DCの拠出限度額の見直し

- ✓ 企業型DCの加入者がそれぞれ加入している他制度※1の掛金相当額の実態を踏まえて拠出限度額を定める
- ✓ 企業型DCの拠出限度額は月額5.5万円から、DB仮想掛金額※2を控除した額とする

DB等の加入状況	現行	2024年12月～
①企業型DCのみの加入者	月額5.5万円	月額5.5万円 －DB仮想掛金額
②企業型DCとDB等の加入者	月額2.75万円	

※1 他制度とは、DB、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金

※2 他制度の給付水準を一定の計算により、企業型DCの事業主掛金相当額へ換算した金額

2. iDeCoの拠出限度額の見直し

- ✓ iDeCoの拠出限度額についても、他制度又は共済組合(国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合)に加入している場合は、企業型DCの拠出限度額の見直しと同様に見直す
- ✓ 加入する他制度又は共済組合によって、iDeCoの拠出限度額の上限は月額2万円又は月額1.2万円であるが、これを月額2万円に統一する
- ✓ iDeCoの拠出限度額は月額5.5万円から、企業型DCの事業主掛金とDB仮想掛金額(又は共済掛金相当額)を合わせた額を控除した残額まで拠出を可能とする(ただし、上限は月額2万円)
- ✓ DB等のみの加入者について、iDeCoに拠出可能な掛金額が、DB仮想掛金額によってiDeCoの年金規約で定める最低額※1を下回る場合には、資産額が一定額以下である等の要件を満たせば脱退一時金を受給できることとする

DB等の加入状況	現行	2024年12月～
①企業型DCのみの加入者	月額2万円※2	月額5.5万円 －(企業型DCの事業主掛金額 ＋DB仮想掛金額(又は共済掛金 相当額)) ※ただし、上限は月額2万円
②企業型DCとDB等の加入者	月額1.2万円※3	
③DB等のみの加入者	月額1.2万円	

※1 現在は、5,000円

※2 ただし、企業型DCの事業主掛金との合計が月額5.5万円以下

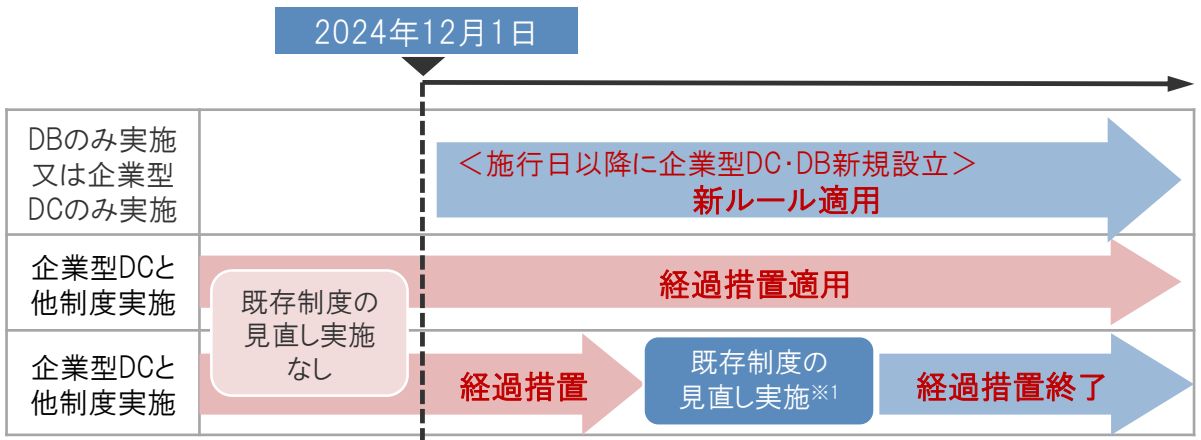
※3 ただし、企業型DCの事業主掛金との合計が月額2.75万円以下

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

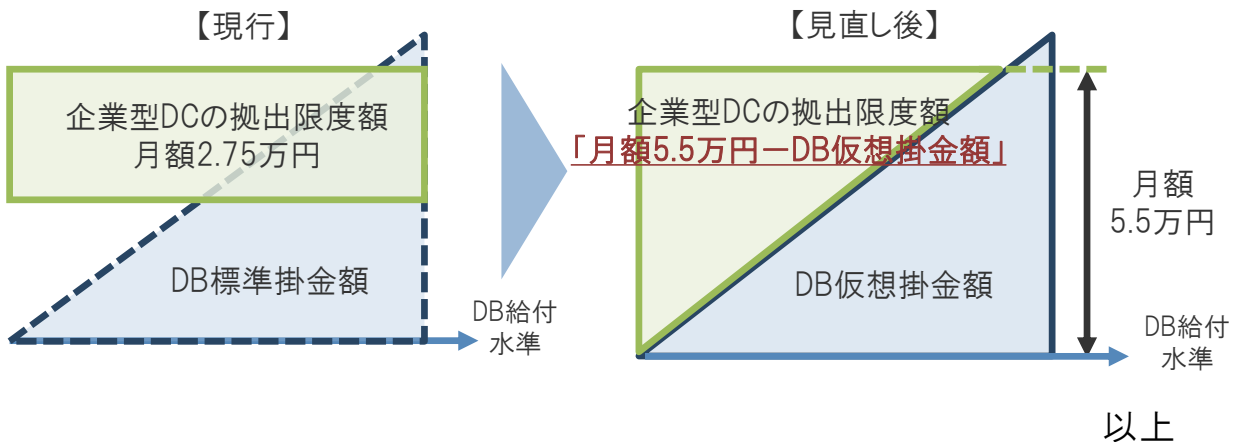
3. 経過措置・その他

- ✓ 本政令施行時に実施している企業型DCの拠出限度額については、「月額5.5万円からDB仮想掛金額を控除した額」が月額2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を月額2.75万円とし、本政令の施行時の企業型年金規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする
- ✓ ただし、本政令の施行日以後に企業型年金規約のうち事業主掛金に関する事項を変更した場合、その他の厚生労働省令で定める場合^{※1}に該当したときは、「月額5.5万円からDB仮想掛金額を控除した額」とする
- ✓ 存続厚生年金基金の加入員に係る企業型DC及びiDeCoの拠出限度額について、同様の措置を講じる



※1 企業型DCについて、規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法(DC法第3条第3項第7号)の見直しを行った場合、DBについては、規約事項のうち、給付設計(DB法第4条第5号)の変更であって、DB法第58条の財政再計算を伴う見直しを行った場合には、経過措置を終了する方向で詳細を検討する
(厚生労働省「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」参考資料1,p6より抜粋)

【ご参考】企業型DCの拠出限度額の変更イメージ図



発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。